

建築物等の解体等に係る手続き（石綿関係）

建築物等の解体等工事に着手する際は、事前に次の石綿に関する手続きを行う必要があります。

手続き	石綿含有			石綿非含有
	レベル1 ・吹付け石綿	レベル2 ・耐火被覆材 ・断熱材 ・保温材	レベル3/仕上塗材 ・スレート ・岩綿吸音板 ・Pタイル ・ケイカル板第1種 ・サイジング 等	
事前調査結果報告※1 期 日：あらかじめ(事前調査後、遅滞なく) 提出先：各労働基準監督署 各地域県政総合センター 根 拠：石綿則第4条の2 大防法第18条の15第6項	○	○	○	○
工事計画届出※2 期 日：14日前まで 提出先：各労働基準監督署 根 拠：安衛法第88条第3項	○	○	—	—
特定粉じん排出等作業実施届出 石綿排出等作業管理計画等届出 期 日：14日前まで 提出先：各地域県政総合センター 根 拠：大防法第18条の17 県生活環境保全条例第52条の5	○	○	—	—
建設リサイクル法の届出 期 日：7日前まで 提出先：各土木事務所（センター） 根 拠：建設リサイクル法第10条	○	○	○	○

※1 事前調査結果報告は、原則、石綿事前調査結果報告システムからオンラインで手続きを行っていただくこととしており、当該システム（<https://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp/shinsei/>）から手続きを行っていただくと、労働基準監督署と地域県政総合センターへの手続きが同時に完了します。

※2 建設業、土石採取業以外の業種に属する事業者等は、工事計画届出ではなく、石綿則第5条の規定に基づく建築物解体等作業届出が必要です。